

足立区グリーン購入推進に関する基本方針

1 目的

この基本方針は、区が既に取り組んでいる事務用品等の『一括購入』や『庁有車購入基準』における環境に配慮した物品の調達等（以下、「グリーン購入」という。）をさらに強力に推進し、区の事務事業の執行において発生する環境負荷の低減を図るとともに、社会の環境配慮型商品市場を拡大し、環境負荷の少ない循環型社会の形成に寄与することを目的とするため、基本的事項を定めるものである。

2 対象組織及び範囲

(1) 対象組織

区長部局、各行政委員会

(2) 対象範囲

対象組織が行う全ての事務事業を対象とし、委託、発注の内容も含むものとする。

3 配慮原則

(1) 物品の調達にあたっては、必要性を十分検討のうえ、適正な価格、機能、品質を前提に、原材料の採取、製品の製造から流通、使用、廃棄の各段階を通して、次の事項について配慮したものを、適正数量購入することとする。

ア 環境や人体の健康にとって有害な影響を与える物質の使用及び排出が削減されている。

イ 資源やエネルギーの消費が少ない。

ウ 資源を持続可能な方法で採取し、有効利用している。

エ 長期間の使用が可能である。

オ 再使用が可能である。

カ リサイクルが可能である。

キ 再生素材や再使用部品を多く利用している。

ク 廃棄に際し適正処理や処分が容易である。

(2) 物品の賃借にあたっては、必要性を十分検討のうえ、前項に掲げる事項に配慮したものを賃借することとする。

(3) 業務の委託にあたっては、業務の必要性を十分検討のうえ、前々項に掲げる事項に配慮した委託内容とすること。

(4) 工事の発注にあたっては、工事による環境への影響が可能な限り小さくなるよう、方法、工期、使用資材等に配慮した仕様とすること。

(5) 環境への負荷の低減に係る次の事項について、積極的に取り組んでいると認められる事業者を優先して選択すること。ただし、事業者に対しグリーン購入に関する情報提供を行うなど、普及啓発を十分に行うこと。

ア 環境に係る法令の遵守

イ 省エネルギー、省資源、有害化学物質適正管理及び削減、グリーン購入、廃棄物削減等、環境への負荷低減に向けた組織全体での取り組み

ウ 環境に係る情報の公開

なお、具体的には毎年度作成する調達方針による。

4 推進体制

(1) グリーン購入を推進するため、庁内に「足立区グリーン購入推進会議」（以下「推進会議」と略す）を設置する。

(2) 推進会議は、次の事項を掌務する。

ア 毎年度の調達方針の検討

イ グリーン購入について庁内への周知

ウ グリーン購入の取り組み状況調査及び公表

I 区民及び事業者へのグリーン購入に係る情報提供

5 情報の提供等

- (1) グリーン購入の推進に係る情報について、説明会、研修会その他の方法により、積極的に庁内の情報交換を進め、情報共有を図る。
- (2) グリーン購入の取り組み状況について、定期的に把握し、その結果を公表する。
- (3) グリーン購入の取り組みの普及を図るため、区民及び事業者に対し、積極的にグリーン購入に係る情報を提供する。

6 その他

公社等についても、この基本方針に基づきグリーン購入の推進を図るよう依頼する。

付 則 この方針は、平成16年2月17日より施行する。

付 則 この方針は、平成20年4月1日より施行する。

足立区グリーン購入推進体系図

